

# 平成30年 秋季火災予防運動

## 忘れてない？サイフにスマホに火の確認

火災が発生しやすい時節を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に平成30年11月9日～15日の7日間実施されます。



### [ 設置しましたか？住宅用火災警報器 ]

まさかの火事。

住宅用火災警報器で助かる命があります、火事は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることです。石垣市でも、住宅用火災警報器のおかげで事なきを得た事例がでています。日頃の対策の為、住宅用火災警報器を設置しましょう。

### [ 田・畑で火入れを行う農業従事者の皆様 ]

※何人たりとも無断で火入れすることは、禁止されています。

- ・山すそ1 Km以内で火入れを行う方は、石垣市農政経済課に「火入れ許可申請」を行って下さい。  
(石垣市農政経済課：0980-82-1307)
- ・山すそ1 Km以外で火入れを行う方は、消防本部で「火災と紛らわしい行為の届け出」を行って下さい。  
(石垣市消防署：0980-82-0119)